

# 令和4年第6回 飯豊町議会定例会会議録

令和4年9月16日 令和4年 第6回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	川崎	祐次郎	2番	屋嶋	雅一
3番	舟山	政男	4番	遠藤	芳昭
5番	高橋	勝	7番	高橋	亨一
8番	古山	繁巳	9番	後藤	惠一郎
10番	菅野	富士雄			

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	後藤幸平	副町長	高橋弘之
教育長	熊野昌昭	代表監査委員	伊藤毅
会計管理者(兼) 住民課長(兼) 税務会計課長	志田政浩	総務課長	安部信弘
健康福祉課長(兼) 地域包括支援センター所長	伊藤満世子	介護老人保健施設 事務長(兼) 国保診療所事務長	山口努
農林振興課長(併) 農業委員会事務局長	竹田辰秀	商工観光課長	鈴木祐司
企画課長	舘石修	地域整備課長	上田信幸
社会教育課長(併) 町民総合センター所長	渡部博一	教育総務課長	後藤美和子

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	大谷部良明	議事室主査	井上由佳
議事運営専門員	横澤吉和		

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和4年 第6回飯豊町定例会追加議事日程 [第1号]

令和4年 9月16日

午前10時 開議

- 追加日程第1 認定第 1号 令和3年度飯豊町一般会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第2 認定第 2号 令和3年度飯豊町国民健康保険特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第3 認定第 3号 令和3年度飯豊町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第4 認定第 4号 令和3年度飯豊町介護保険特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第5 認定第 5号 令和3年度飯豊町訪問看護特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第6 認定第 6号 令和3年度飯豊町介護老人保健施設特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第7 認定第 7号 令和3年度飯豊町下水道事業特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第8 認定第 8号 令和3年度飯豊町菟生財産区特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第9 認定第 9号 令和3年度飯豊町豊原財産区特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第10 認定第 10号 令和3年度飯豊町添川財産区特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第11 認定第 11号 令和3年度飯豊町豊川財産区特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第12 認定第 12号 令和3年度飯豊町中津川財産区特別会計決算認定について  
(決算特別委員長 報告・採決)
- 追加日程第13 認定第 13号 令和3年度飯豊町水道事業会計決算認定について

- 追加日程第14 議案第 80号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第6号)
- 追加日程第15 議案第 81号 工事請負契約の締結について(飯豊町町民総合センター大規模改修工事(債務負担行為))
- 追加日程第16 議案第 82号 字の区域及び名称の変更について
- 追加日程第17 同意第 4号 飯豊町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第18 同意第 5号 飯豊町菽生財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第19 同意第 6号 飯豊町菽生財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第20 同意第 7号 飯豊町菽生財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第21 同意第 8号 飯豊町菽生財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第22 同意第 9号 飯豊町菽生財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第23 同意第 10号 飯豊町菽生財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第24 同意第 11号 飯豊町菽生財産区管理会委員の選任について
- 追加日程第25 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 追加日程第26 発議第 10号 委員会の閉会中の継続審査について(請願第4号 新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引き下げることを求める意見書提出についての請願)
- 追加日程第27 発議第 11号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第28 発議第 12号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第29 発議第 13号 議員派遣について

(議長 菅野富士雄君) ( 午前10時00分 開議 )

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

去る9月6日に開会いたしました第6回飯豊町議会定例会も本日が最終日となりました。議員各位の連日のご精励、誠にご苦労さまでございました。

本日は、傍聴の方もお見えでございます。早朝から誠にご苦労さまでございます。

傍聴の方には、皆様の代表であります議員の質問、意見、提言等の内容をお聞きいただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

直ちに本日の会議を行います。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

《 追加日程第 1 》

認定第1号 令和3年度飯豊町一般会計決算認定について  
から

《 追加日程第 13 》

認定第13号 令和3年度飯豊町水道事業会計決算認定について  
までの13案件について、別紙配付のとおり決算特別委員長より審査結果の報告がありましたので、これを一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。9番 後藤恵一郎君。

(決算特別委員長 後藤恵一郎君)

おはようございます。

令和4年第6回飯豊町議会定例会において決算特別委員会に付託になりました令和3年度飯豊町一般会計決算ほか各特別会計決算11件、事業会計決算1件、合わせて13案件について、その審査結果について御報告を申し上げます。

決算特別委員会は、去る9月7日の本会議において設置され、同日の本会議終了後、直ちに委員会が招集され、正副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に不肖私が選任され、副委員長に古山繁巳君が選任されました。

審査は、9月13日及び14日の2日間にわたって行われ、出席状況は、委員全員の出席であり

ました。

町執行部からは、後藤町長、高橋副町長、伊藤代表監査委員及び議会選出の遠藤監査委員は両日、熊野教育委員会教育長は所管の日に出席されました。

さらに、説明員として各課の課長、局長、事務長、室長も出席し、職務のため、大谷部議会事務局長、井上議事室主査、横澤議事運営専門委員が出席いたしました。

審査の進め方は、13日に総務文教常任委員会所管分、14日に産業厚生常任委員会所管分の審査を行い、所管ごとに一般会計決算と各特別会計決算、水道事業会計決算とを区分し、それぞれに質疑を行い、全会計の質疑が終了後に討論、採決を行いました。

採決の結果、令和3年度飯豊町一般会計決算、各特別会計決算11件、事業会計決算1件について、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の内容及び経過につきましては、皆さん出席の中で行われましたので、改めての報告は省略させていただきますことをご了承願います。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について、議会の意図するところを十分お酌み取りいただき、今後の事務執行に当たられますようお願い申し上げ、決算特別委員会の審査の報告といたします。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

この採決は、一般会計決算、特別会計決算及び事業会計決算に区分して行います。

最初に追加日程第1 認定第1号 令和3年度飯豊町一般会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案に対する決算特別委員長の報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、認定第1号 令和3年度飯豊町一般会計決算認定についての件は、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、追加日程第2 認定第2号 令和3年度飯豊町国民健康保険特別会計決算認定についてから、追加日程第12 認定第12号 令和3年度飯豊町中津川財産区特別会計決算認定についてまでの11案件を一括採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案に対する決算特別委員長の報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、認定第2号 令和3年度飯豊町国民健康保険特別会計決算認定についてから、認定第12号 令和3年度飯豊町中津川財産区特別会計決算認定についてまでの11案件は、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、追加日程第13 認定第13号 令和3年度飯豊町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案に対する決算特別委員長の報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、認定第13号 令和3年度飯豊町水道事業会計決算認定についての件は、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ただいま町長から議案第80号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第6号)、議案第81号 工事請負契約の締結について(飯豊町町民総合センター大規模改修工事(債務負担行為))、議案第82号 字の区域及び名称の変更について、同意第4号 飯豊町教育委員会委員の任命について、同意第5号から同意第11号までの飯豊町萩生財産区管理会委員の選任について及び諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第14、追加日程第15、追加日程第16、追加日程第17、追加日程第18、追加日程19、追加日程第20、追加日程第21、追加日程第22、追加日程第23、追加日程第24及び追加日程第25として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第14から追加日程第25までの12案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

《 追加日程第 14 》

議案第80号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第6号)  
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第80号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に1億2,597万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ77億6,741万3,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、令和4年8月3日発生豪雨災害により被災した農林水産物等の災害復旧に係る補助金4,147万2,000円、農地等の災害復旧に係る補助金4,000万円、災害援護資金貸付金2,200万円、損壊家屋解体工事に係る工事請負費1,850万円等を追加するものであり、その財源として地方交付税5,823万2,000円、県支出金3,406万9,000円、町債2,200万円等を追加するものであります。そのほか地方債の追加1件でございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第80号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

議案第80号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第80号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 15 》



議案第81号 工事請負契約の締結について（飯豊町民総合センター大規模改修工事（債務負担行為））

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

（町長 後藤幸平君）

ただいま議題となりました議案第81号 工事請負契約の締結について（飯豊町民総合センター大規模改修工事（債務負担行為））についてご説明申し上げます。

本案件は、飯豊町町民総合センター大規模改修工事（債務負担行為）について、請負契約に付するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

入札につきましては、総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）による条件付一般競争入札を執行いたしましたところ、一者の応札により樋口建設株式会社が落札いたしました。

契約金額は6億3,800万円、工期は令和5年12月20日までであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番 遠藤芳昭君。

（4番議員 遠藤芳昭君）

ただいま工事請負契約の締結について説明をいただきましたので、2点ほど質問をさせていただきます。6億3,800万円という大変大きな修繕工事というふうに思います。それで、この金額なんです、2か年にわたるというふうなことになってます。令和4年度、それから5年の12月まで、4年度と5年度というふうなことになっておりますけども、その主な工事の内容といたしますか、老朽化した設備の更新だというふうなことですが、主な工事の内容について、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、4年度と5年度の額の配分、それはどのようにになっているのかお聞きをしたいと思います。

それからもう1点は、町民総合センターでございまして、文化活動の拠点ということで、町民に多く利用されているというふうなことでもありますけれども、ステージ、それからこれは多目的ホールになりますが、ステージとそれから特に2階の研修室といたしますか、会議室が多く

使われているように思いますけれども、こういった町民の活動に対してですね、どのような影響があるのかなのか、その辺の配慮がどのようになっているのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

渡部社会教育課長。

(社会教育課長 (併) 町民総合センター所長 渡部博一君)

4番 遠藤議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の工事の内容につきましては多目的ホール、主なものですが、多目的ホールのほのつり天井の改修、あとあわせまして照明機器ですか、音響の改修、あとは、もう1点といたしまして冷暖房設備であったりそういった設備等の改修が主なものになっております。あとはみらい館の補修であったりそのほか研修室、ほか会議室等の壁等の改修が主なものとなっております。

あと配分につきましては、今年度4割をお支払いして残り6割については、令和5年度という予定になっております。あとホールとか研修室の利用について支障がないかということでありますが、これから業者のほうと工程の調整をいたしまして、例えば多目的ホールの改修に入る場合は、2階の研修室会議室等を使えるような状態にして、また多目的ホールの改修が終われば、今度は2階の改修に当たるというような予定で考えておりますので、できる限り利用に支障がないように、工程のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

4番 遠藤芳昭君。

(4番議員 遠藤芳昭君)

ただいま説明をいただきました。今お聞きをしますと、多目的ホールのつり天井の改修というように、これは耐震の問題なんではないかな。耐震化で天井の落下の問題なのかなと思います。そうすると全面的に足場をかけて、下から足場をかけて、もう使えないような状況になるわけですね。そういうふうなことかなというふうに思います。

そうすると、今までに大きなホールで使っておった団体さんとか、あるいは町のイベントとか、そういったものができなくなるというふうなことになろうかと思っておりますけれども、そういった町民とか団体とかですね、そういう常時使っていただいている、常時というか定期的に使っていただいている、そういった団体とのそういう調整とか協議とか、そういったものは今後

どういうふうになさっているのか、今後と言いますか今までなさっているかなというふうに思いますが、その状況なんかをお聞きをしたいと思います。

それが終わったら、今度会議室のほうというふうなことです。そこについても会議室はもう連日のように利用されているというふうに理解をしておりますけれども、そうすると総合センターの機能がやっぱり半減をしてしまわざるを得ないというふうなことだと思いますが、財政上ですね、今までかかっている経費については、それなりの人件費あるいはその維持管理費、そういったものは今度工事の期間中に、閉鎖なされるためにかからないのではないかというふうに思うわけですね。もしそういうものがあるとなれば、やっぱりもう1回予算なんかも精査をすべきであろうというふうに思います。

設備費も設備も、もう当然使わなくなるわけですし、電気代とかですね、そういったものも今後使わなくなるというふうなことだと思います。あと業者さんに、当然施設の電気を使うんだと思いますが、そういったその業者さんとの契約とかですね、電気代をどうするかとか、水代をどうするかとか、そういった経費の削減、日常関わっている経費を、やっぱり削減する必要があると思うんです。そういうふうなことを今後どのようになさるのか、お聞きをしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

渡部社会教育課長。

(社会教育課長 (併) 町民総合センター所長 渡部博一君)

遠藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

工事の入る順番とかはこれから調整になるわけで、多目的ホールから入るか2階部分から入るかという調整はこれからになりますけども、やはり遠藤議員おっしゃるとおり多目的ホール改修に入れば、一切使えないという工事、改修期間は使えなくなりますので、今現在はやはりちょっと予約いただいている方には、工期の関係で使えなくなるかもしれませんということはお伝えしながら、予約を受けているようなところでございます。

あと、その改修に伴いまして経費的な問題、水道代電気代等は今後、業者のほうと調整はさせていただきたいと思いますが、やはり使用しない部屋が出てきますので、ボイラーの灯油代であったり、電気代であったりは若干減少するかと思いますので、そちらについては、やはり状況を見ながら補正で減額するなりさせていただきたいと思います。

あと、全面的に停電になるような予定もございますので、そういった際の外部の電源を使うかという、これから細かい調整は多々あると思いますので、その辺を考慮しながら予算の執行

に当たりたいと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかに質疑ありませんか。5番 高橋 勝議員。

(5番議員 高橋 勝君)

入札が終わってるのでほぼ工事内容は確定していると理解してますが、ちょっと2つだけ確認させてください。やはりあそこには図書館もあるわけです。子供を連れて図書館にお邪魔すると、やはり少し違和感感じるのが今の図書館があつて、その奥に社会教育課のいわゆる課のスペースがあるというようなことで、やはりコロナ対策も含めて、やはり子供たちをあそこに連れていこうとすると、やはり今のスペースやっぱり手狭、図書館のスペースと今の課の机がある皆さんがいらっしゃる場所はやっぱり手狭ではないかと、利用者として感じますが、やはり今のあそこはレイアウトはそのままで、改修工事に入られると理解してよろしいのかというのが1点と、あと一般質問で、こどもみらい館の話をさせていただきました。あそこに今の現住所に届出してあるので、また工事が終わったらあそこに戻られるというふうなことです。今のこども園に、かなり0歳から子供さんを預けられてるというような町内の状況を見ると、大変、コロナも相まって利用率が下がってるというふうな、私はこどもみらい館の利用率が下がっていると理解しておりますが、今説明で、そこも改修に入るというようなことです。せっかく改修して利用率が低いという施設になるのは大変もったいないと思うんですが、こどもみらい館をどのように修繕されるのかちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

渡部社会教育課長。

(社会教育課長 (併) 町民総合センター所長 渡部博一君)

高橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

図書館と事務室については、今回大規模に改修の予定はございませんので、配置的には現状のまま、やはり事務室に設備等の操作盤等がある関係もありますので、事務室を移すというのはちょっと今の今回の改正では難しいのかなと判断しているところでございます。

こどもみらい館につきましては、若干内装の改修、あとトイレの改修を予定しているところであります。具体的には、畳の表替えであったり今のみらい館のトイレには子供用のトイレ、子供が使うようなトイレにはなってませんので、少し小さいお子様が使うようなトイレの設置、便器等の設置を考えているところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

5番 高橋 勝議員。

(5番議員 高橋 勝君)

参考までに、今みらい館の年間の利用率というか、どれぐらい入ってらっしゃるのか、いろんな説明ではやはりコロナも相まってかなり利用率が減っていると、ニーズに応えられるような改修だと思うんですが、参考までにその数字をお聞かせください。

(議長 菅野富士雄君)

後藤教育総務課長。

(教育総務課長 後藤美和子君)

高橋議員の御質問にお答えします。

ちょっと利用率、今即座にお答えできませんが、令和3年度の利用人数は約3,000人というところであります。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかに質疑ありませんか。3番 舟山政男君。

(3番議員 舟山政男君)

3番 今、町は災害復旧にこれから向けて、向かっていくわけでありますけれども、それはそれ、これはこれとして多分考えられた必要性もあつてのことだと思いますが、これだけの金額のものをどちらが優先というわけじゃありませんが、若干の時期をずらすというようなことは検討なされなかったんでしょうか。その1点お尋ねしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

安部総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

舟山議員の御質問にお答えいたします。

今回の町民総合センターの大規模改修につきましては、財源が過疎債というふうなことで、できるだけ一般財源を使わないで過疎債によって執行するということになっておりました。計画をしておりました。

また、設備などについても老朽化が激しく、先送りするということになると利用自体がなかなか厳しくなってくるということもありましたので、計画どおり今回実施をさせていただくと

いうことでさせていただいております。この事業を繰延べしたとしても災害に回せるような財源が出てこないというところもありまして、実行させていただいたところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

3番 舟山政男君。

(3番議員 舟山政男君)

その趣旨については了解いたします。これから多分設計変更等とか様々なことが進捗中に出てくると思うんですが、どうか使い勝手のいいように様々な議論を重ねて進めていっていただけるものだなど、そのように考えるところであります。

(議長 菅野富士雄君)

渡部社会教育課長。

(社会教育課長(併) 町民総合センター所長 渡部博一君)

舟山議員の再質問にお答えさせていただきます。

やはりこれ、多額の金額をかけて改修するわけですので、今後資材の高騰とかそういったこともあるかと思っておりますので、変更等は生じてくるのかなとは考えております。ですので、その際しっかり最善の改修ができるように、業者さんと地域整備課とも相談させていただきながら、改修に当たっていきたいと考えております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第81号 工事請負意契約の締結について(飯豊町町民総合センター大規模改修工事(債務負担行為))の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第81 工事請負意契約の締結について（飯豊町町民総合センター大規模改修工事（債務負担行為））は原案のとおり可決されました。

《 日程第 16 》

議案第82号 字の区域及び名称の変更について  
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第82号 字の区域及び名称の変更についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、土地改良法に基づく県営手ノ子地区土地改良事業の施行の結果、字の区域及び名称の変更を要するため提案するものであります。

手ノ子字中里開発地域等での土地改良事業によって、道路及び水路が整備されたことに伴って整備後の区画に合わせて字の区域及び名称を変更するものであります。

以上、概略を申し上げます。

よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第82号 字の区域及び名称の変更についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

議案第82号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第82号 字の区域及び名称の変更については、原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 17 》

同意第4号 飯豊町教育委員会委員の任命について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました同意第4号 飯豊町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本年9月30日に任期満了となります飯豊町教育委員会委員伊藤和憲氏を引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって議会の同意を得たいので提案するものであります。

お名前を申し上げます。

伊藤和憲氏につきましては、住所、飯豊町大字岩倉86番地・87番地・88番地でございます。

生年月日は昭和34年5月15日であります。

なお、任期につきましては令和4年10月1日から令和8年9月30日まででございます。

以上、ご説明申し上げます。

よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。



同意第4号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、同意第4号 飯豊町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

《 日程第 18 》

同意第5号

から

《 日程第 24 》

同意第11号

までは飯豊町萩生財産区間会委員の選任についてですので、7案件を一括議題、個別審議としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第18 同意第5号から追加日程第24 同意第11号までの一括議題、個別審議とすることに決定いたしました。

《 追加日程第 18 》

同意第5号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任について

から

《 追加日程第 24 》

同意第11号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任について

を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました同意第5号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任についてから同意第11号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任までの7案件についてご説明申し上げます。

萩生財産区管理会委員は本年9月30日をもって任期満了となることから、新たな委員を選任することについて、飯豊町財産区管理会条例第2条第2項の規定によって議会の同意を得たいので、提案するものであります。

初めに同意第5号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任について、お名前を申し上げます。土屋光栄氏。土屋光栄氏につきまして住所、飯豊町大字萩生1103番地、生年月日は昭和36年11月18日でございます。

次に、同意第6号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任について。

高橋一範氏につきましては、住所、飯豊町大字萩生3042番地、生年月日、昭和48年1月18日でございます。

次、同意第7号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任について。

小松要一氏につきまして、住所、飯豊町大字萩生1974番地、生年月日、昭和23年5月1日でございます。

次です。同意8号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任について。

後藤祐宣氏につきましては、住所、飯豊町大字萩生15番地、生年月日、昭和45年4月25日でございます。

次です。同意第9号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任について。

後藤孝一氏につきましては、住所、飯豊町大字萩生332番地、生年月日、昭和30年5月9日でございます。

次です。同意第10号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任について。

長谷部元良氏につきましては、住所を申し上げます。飯豊町大字萩生839番地、生年月日は昭和27年2月18日であります。

最後です。

同意第11号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任について。

嘉藤直昭氏につきましては、住所、飯豊町大字萩生1500番地の6、生年月日、昭和29年11月30日でございます。

なお、任期につきましては、令和4年10月1日から令和8年9月30日まででございます。

以上、同意第5号から同意第11号までの7案件についてご説明申し上げます。

よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

この採決はそれぞれ起立によって行います。

お諮りいたします。

同意第5号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、同意第5号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第6号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、同意第6号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第7号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、同意第7号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第8号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、同意第8号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第9号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、同意第9号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第10号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、同意第10号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第11号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

( 起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、同意第11号 飯豊町萩生財産区管理会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

《 追加日程第 25 》

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、人権擁護委員手塚淳子氏は令和4年12月31日をもって任期が満了となりますことから、引き続き候補者として法務大臣に推薦するため意見を求めるものであります。

手塚淳子氏につきましては、住所を申し上げます。飯豊町大字黒沢966番地、生年月日、昭和34年3月14日でございます。

以上、説明を申し上げます。

よろしくご審議いただきまして、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

諮問第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立 全員 )

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については原案のとおり決定いたしました。

《 追加日程第 26 》

発議第10号 委員会の閉会中の継続審査について（請願第4号 新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感染症に引き下げを求める意見書提出についての請願）

の件を議題といたします。

産業厚生常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、飯豊町議会会議規則

第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

産業厚生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

《 追加日程第 27 》

発議第11号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について  
及び

《 追加日程第 28 》

発議第12号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について  
の2案件を一括議題といたします。

本件に関し、飯豊町議会会議規則第75条の規定に基づき、総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付しましたとおり、それぞれの所管に属する事務について閉会中に調査したい旨の許可申出がありました。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第11号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について及び発議第12号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査については、各常任委員長、議会運営委員長申出のとおり許可することに決定いたしました。

《 追加日程第 29 》

発議第13号 議員派遣について

の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しておりますように、議員の派遣については、これを許可したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第13号 議員派遣については、許可することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

今定例会において議決されました各議案等について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月6日に開会しました第6回飯豊町定例会はただいまをもって閉会となりました。11日間の会期中、議員各位には、案件審議に当たり活発に、しかも慎重に審議いただき、誠にありがとうございました。

また、町執行部におかれましても会期中の議会運営にご協力を賜りましたことに、深く感謝申し上げます。

県内での新型コロナウイルス感染症の第7波は、減少傾向とはなっておりますが、町内における感染者は、まだまだ減少していません。

議員各位をはじめ、町民の皆様におかれましても、今後も引き続き油断することなく、マスク着用や換気などの感染防止対策を継続をお願いしたいと思います。

さて、今年の水稲の作況状況指数は、やや良と見込まれております。

稲の出穂が例年より早かったことから、登熟も進み、町内一円、黄金色に輝いており、今週末頃から収穫作業が始まりそうです。今後の台風や自然災害、そして農作業の事故など十分注

意して、収穫の喜びを迎えたいと思います。

終わりに、議員各位並びに町執行部の皆様には、健康に十分留意されまして、それぞれの立場でご活躍をいただくことをご祈念申し上げて、閉会の挨拶といたします。

これにて閉会といたします

大変ご苦勞さまでございました。

ありがとうございました。 （ 午前10時49分 閉会 ）